

山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例新旧対照表【平成二十四年条例六十九号】（第二二条関係）

新	旧
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第六条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合</p> <p>イ〜 略</p> <p>三〜六 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第六条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合</p> <p>イ〜 略</p> <p>三〜六 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第二十四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項</p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第二十四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項</p>

の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第二項第一号に規定する食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。

）

ロ）亦 略

4）6 略

附 則

（多目的室の経過措置）

第二条 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「基準省令」という。）附則第十五条の規定の適用を受ける建物については、当分の間、第十条第一項に規定する多目的室を設けないことができる。

の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令

（平成十八年政令第十号）第二十一条第二項第一号に

規定する食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。

）

ロ）亦 略

4）6 略

附 則

（多目的室の経過措置）

第二条 この条例の施行の際現に基準省令

附則第十五条の規定の適用を受ける

建物については、当分の間、第十条第一項に規定する多目的室を設けないことができる。

